

普通科目（政治・経済）の学習指導案 17No7

1. 指導目標

- (1) 三権のうち立法権が国会に、行政権が内閣に、司法権が裁判所にあることを把握させる。
- (2) 裁判所のしくみと人権保障及び知的財産権の保護や訴訟について理解させる。

2. 指導項目・内容

	指導項目・内容	時間 (分)	指導上の留意点
導 入	・ 本時の目標を確認する。 ・ 裁判所に関して知っていることを発表させる。	5	・ 身近な話題で興味づけをする。
展 開	・ 裁判を受ける権利と司法権の独立 平等に裁判を受ける権利について 裁判官の独立と司法権の独立 最高裁判所裁判官の国民審査権 ・ 裁判の種類と三審制 最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所） 民事裁判、刑事裁判、行政裁判 三審制について ・ 違憲審査権 「憲法の番人」とは ・ 知的財産高等裁判所の新設 産業財産権に関する係争問題	85	・ 国民の権利・義務を保障する裁判制度の概要を具体的に理解させる。 ・ 裁判官が外部や組織内部の影響を受けることなく、職務上の良心にもとづいて判決を出すことができる仕組みを理解させる。 ・ 冤罪事件や誤った判決を避ける方策が大きな課題となっていることを理解させる。 ・ 知的財産権の保護や情報モラルの確立の必要性を理解させる。
整 理	・ 本時のまとめをする。	10	・ 知的財産高等裁判所の役割がますます大きくなることを認識させる。
備 考	「政治・経済－21世紀を生きる－」〈数研出版〉P32～P33「裁判所のしくみと人権保護」 特許庁HP		